



ページ	修正箇所	現行	修正後
1	第1章 第2節 第1 位置等	1 位置__ 本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市及び東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川及び旧江戸川を隔て東京都江戸川区及び葛飾区と相對している。_____	1 位置等 本市は、千葉県_北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と_東京湾に_____面し、また江戸川区・葛飾区と相對している。市域面積は、56.39k m <sup>2</sup> 、東西に8.2km、南北に13.4kmとなっている。 都心から近いことから都心部と県内各地を結ぶ広域交通が集中しており、J R総武線・京葉線・武蔵野線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路、国道14号などの幹線道路が東西に、東京外かく環状道路が南北方向に通っている。
2	第1章 第2節 第2 空港	2 気候	2 空港
同上	第1章 第2節 第3 核燃料・放射性物質 取扱施設	3 道路	3 核燃料・放射性物質取扱施設
3	第1章 第2節 第3 空港施設及び核燃料・ 放射性物質取扱 施設等	_____	※東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港の飛行ルートは、風向き（南風・北風）や、好天・悪天時により異なる飛行経路で運用している。

ページ	修正箇所	現行	修正後
3	第1章 第2節 第4	4 鉄道	削除
同上	第1章 第2節 第5	5 港湾	削除
同上	第1章 第2節 第6	6 空港	削除
同上	第1章 第2節 第7	7 核燃料・放射性物質取扱施設	削除
同上	第1章 第2節 第8	8 石油コンビナート	削除
5	第2章 第2節 第2 事故対策本部 (2) 組織構成 本部員	____、総務部長、企画部長、財政部長、____ ____、____、____、____ ____、____、____、____、保健部 長、____、____、道路交通部長、水と緑 の部長、行徳支所長、____、議会事務局長、 ____、____、____、 ____、____、____、学 校教育部長、 <u>災害の種別等に応じて本部長が指定す る部局の長</u>	<u>広報室長、総務部長、企画部長、財政部長、情報 政策部長、文化スポーツ部長、市民部長、経済部 長、観光部長、福祉部長、こども政策部長、保健部 長、環境部長、街づくり部長、道路交通部長、水と緑 の部長、行徳支所長、会計管理者、議会事務局長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農 業委員会事務局長、教育次長、生涯学習部長、学 校教育部長、その他危機管理監が必要と認める者</u>
7	第2章 第3節 応急対策計画 ■ 事故対策本部の体制		■ 事故対策本部の体制を追加
8	第2章 第3節 ■ 事故対策本部 の所掌事務	_____	表中の「 <u>災害対応事務局</u> 」の「本部・拠点名」 <u>災害対応事務局</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
8	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____	表中の「 <u>災害対応事務局</u> 」の「 <u>責任者</u> 」 ① <u>危機管理室長</u> ② <u>危機管理課長</u> ③ <u>地域防災課長</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>災害対応事務局</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>危機管理課</u> ○ <u>地域防災課</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>災害対応事務局</u> 」の「 <u>所掌事務</u> 」 ➤ <u>災害活動方針案の作成</u> ➤ <u>被害状況の分析</u> ➤ <u>本部会議の運営</u> ➤ <u>避難勧告等の発令準備</u> ➤ <u>千葉県や自衛隊等との連絡・調整</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>広報班</u> 」の「 <u>本部・拠点名</u> 」 <u>広報班</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>広報班</u> 」の「 <u>責任者</u> 」 ① <u>広報室長</u> ② <u>広報室次長</u> ③ <u>広報広聴課長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
8	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>広報班</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>広報広聴課</u> ○ <u>新庁舎プロモーション担当室</u> ○ <u>秘書課</u> ○ <u>Web 管理課</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____ _____	表中の「 <u>広報班</u> 」の「 <u>所掌事務</u> 」 ▶ <u>本部長等のスケジュール管理</u> ▶ <u>記者発表・取材対応・報道機関への広報依頼</u> ▶ <u>災害ポータルページの更新</u> ▶ <u>メール情報配信サービス、緊急速報メールの配信</u> ▶ <u>SNS の配信</u> ▶ <u>広報車・広報紙等による市民への広報</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「 <u>本部・拠点名</u> 」 <u>システム・受援班</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「 <u>責任者</u> 」 ① <u>情報政策部長</u> ② <u>情報政策部理事</u> ③ <u>情報政策部次長</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>情報政策部</u> ○ <u>ボランティア・NPO 課</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
8	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「 <u>所掌事務</u> 」 ▶ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理</u> ▶ <u>災害情報のモニタリング・分析</u> ▶ <u>市民ニーズの分析</u> ▶ <u>災害対応事務局との総合調整・支援</u> ▶ <u>ボランティアの受け入れ</u> ▶ <u>応援・受援</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>業務継続班</u> 」の「 <u>本部・拠点名</u> 」 <u>業務継続班</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>業務継続班</u> 」の「 <u>責任者</u> 」 ① <u>企画部長</u> ② <u>企画部次長</u> ③ <u>行政経営課長</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>業務継続班</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>行政経営課</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>業務継続班</u> 」の「 <u>所掌事務</u> 」 ▶ <u>業務継続</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>予算・調査班</u> 」の「 <u>本部・拠点名</u> 」 <u>予算・調査班</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
8	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____	表中の「 <u>予算・調査班</u> 」の「責任者」 ① <u>財政部長</u> ② <u>財政部次長</u> ③ <u>財政課長</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>予算・調査班</u> 」の「担当部局」 ● <u>財政部</u> ○ <u>監査委員事務局</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____ _____	表中の「 <u>予算・調査班</u> 」の「所掌事務」 ➤ <u>緊急予算措置</u> ➤ <u>庁舎管理</u> ➤ <u>車両の調整、配備</u> ➤ <u>物資管理</u> ➤ <u>り災証明書発行</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 」 の「本部・拠点名」 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 」の「責任者」 ① <u>観光部長</u> ② <u>観光部次長</u> ③ <u>観光政策課長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
8	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____	表中の「 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 」の「担当部局」 ● <u>観光部</u> ○ <u>国際政策課</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 」の「所掌事務」 ▶ <u>帰宅困難者の支援</u> ▶ <u>外国人の支援</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>渉外班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>渉外班</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>渉外班</u> 」の「責任者」 ① <u>議会事務局長</u> ② <u>議会事務局次長</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>渉外班</u> 」の「担当部局」 ● <u>議会事務局</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>渉外班</u> 」の「所掌事務」 ▶ <u>市議会対応</u>
9	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____	表中の「 <u>消防本部</u> 」の「本部・拠点名」 <u>消防本部</u>



ページ	修正箇所	現行	修正後
9	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____	表中の「 <u>消防本部</u> 」の「 <u>責任者</u> 」 ① <u>消防局長</u> ② <u>消防局次長（総務担当）</u> ③ <u>消防局次長（警防担当）</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____ _____ _____	表中の「 <u>消防本部</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>消防総務課</u> ○ <u>企画管理課</u> ○ <u>指令課</u> ○ <u>予防課</u> ○ <u>警防課</u> ○ <u>救急課</u> ○ <u>消防団</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>消防本部</u> 」の「 <u>所掌事務</u> 」 ➤ <u>消火、救助、救出</u> ➤ <u>延焼火災時等の広域避難対策</u> ➤ <u>行方不明者等の捜索活動の推進</u> ➤ <u>消防活動記録の収集・管理</u> ➤ <u>消防計画の立案、推進、管理</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>医療本部</u> 」の「 <u>本部・拠点名</u> 」 <u>医療本部</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
9	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____	表中の「 <u>医療本部</u> 」の「責任者」 ① <u>保健部長</u> ② <u>保健部次長</u> ③ <u>保健医療課長</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>医療本部</u> 」の「担当部局」 ● <u>保健部</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>医療本部</u> 」の「所掌事務」 ➤ <u>応急医療活動、保健活動、防疫活動</u> ➤ <u>医療救護所における応急医療活動体制の整備、 保健・防疫活動の実施</u> ➤ <u>遺体の処理、埋葬</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>被災生活支援本部</u> 」の「本部・拠点名」 <u>被災生活支援本部</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>被災生活支援本部</u> 」の「責任者」 ① <u>総務部長</u> ② <u>総務部次長</u> ③ <u>選挙管理委員会事務局長</u>





ページ	修正箇所	現行	修正後
9	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	表中の「被災市街地対応本部」の「担当部局」 ● <u>街づくり部</u> ○ <u>道路交通部</u> ○ <u>水と緑の部</u> ○ <u>環境部</u>
同上	同上	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	表中の「被災市街地対応本部」の「所掌事務」 ▶ <u>被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の応急確保</u> ▶ <u>応急危険度判定本部の開設・運営</u> ▶ <u>崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申</u> ▶ <u>土砂災害への対応</u> ▶ <u>道路規制</u> ▶ <u>倒木の処理</u> ▶ <u>排水施設等の運転管理及び排水活動</u> ▶ <u>住宅再建（都市復興）方針の策定</u> ▶ <u>防疫活動、消毒の実施</u> ▶ <u>清掃、災害廃棄物処理</u> ※ <u>り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
9	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____	表中の「 <u>行徳本部</u> 」の「本部・拠点名」 <u>行徳本部</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>行徳本部</u> 」の「責任者」 ① <u>行徳支所長</u> ② <u>行徳支所次長</u> ③ <u>支所総務課長</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>行徳本部</u> 」の「担当部局」 ● <u>行徳支所</u>
同上	同上	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>行徳本部</u> 」の「所掌事務」 ▶ <u>行徳地域の孤立化等の問題に備えた、行徳地域の 実情に応じた応急対策の立案・推進</u> ▶ <u>港湾の被災状況の調査・把握</u> ▶ <u>東京湾沿岸部の高潮に関する巡回警戒災害6班 の運営</u>
10	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____	表中の「 <u>災害1班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>災害1班</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>災害1班</u> 」の「責任者」 ① <u>文化スポーツ部長</u> ② <u>文化スポーツ部次長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
10	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>災害1班</u> 」の「担当部局」 ● <u>文化芸術課</u> ○ <u>文化施設課</u> ○ <u>東山魁夷記念館</u> ○ <u>スポーツ課</u> ○ <u>市川駅行政サービスセンター</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>災害2班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>災害2班</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>災害2班</u> 」の「責任者」 ① <u>市民部長</u> ② <u>市民部次長</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>災害2班</u> 」の「担当部局」 ● <u>地域振興課</u> ○ <u>大柏出張所</u> ○ <u>会計課</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>災害3班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>災害3班</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>災害3班</u> 」の「責任者」 ① <u>生涯学習部長</u> ② <u>生涯学習部次長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
10	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____	表中の「災害3班」の「担当部局」 ●教育総務課 ○教育施設課 ○社会教育課
同上	同上	_____	表中の「災害4班」の「本部・拠点名」 災害4班
同上	同上	_____ _____	表中の「災害4班」の「責任者」 ①こども政策部長 ②こども政策部次長
同上	同上	_____ _____ _____ _____	表中の「災害4班」の「担当部局」 ●こども家庭支援課 ○こども福祉課 ○こども施設計画課 ○こども施設入園課
同上	同上	_____	表中の「災害5班」の「本部・拠点名」 災害5班
同上	同上	_____ _____	表中の「災害5班」の「責任者」 ①経済部長 ②経済部次長



ページ	修正箇所	現行	修正後
10	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____ _____	表中の「 <u>災害5班</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>経済政策課</u> ○ <u>商工業振興課</u> ○ <u>農業振興課</u> ○ <u>中央図書館</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>災害6班</u> 」の「 <u>本部・拠点名</u> 」 <u>災害6班</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>災害6班</u> 」の「 <u>責任者</u> 」 ① <u>行徳支所長</u> ② <u>行徳支所次長</u> ③ <u>支所総務課長</u>
同上	同上	_____	表中の「 <u>災害6班</u> 」の「 <u>担当部局</u> 」 ● <u>行徳支所の全課</u>
同上	同上	_____ _____	表中の「 <u>①リーダー</u> 」、「 <u>②サブリーダー</u> 」 の「 <u>本部・拠点名</u> 」 ① <u>リーダー</u> ② <u>サブリーダー</u>
同上	同上	_____ _____ _____	表中の「 <u>①リーダー</u> 」、「 <u>②サブリーダー</u> 」の「 <u>担当職員</u> 」 ○ <u>緊急初動配備職員の内、小学校区防災拠点要員</u> <u>として指名された職員及び被災生活支援本部からの</u> <u>派遣職員</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
10	第2章 第3節 ■事故対策本部 の所掌事務	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	表中の「 <u>現地災害対策本部（災害班）／小学校学 校区防災拠点（避難所）</u> 」の「 <u>所掌事務</u> 」 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>管轄地域全体の被害情報の収集</u></li> <li>▶ <u>被災生活支援本部への状況報告</u></li> <li>▶ <u>管轄する小学校区防災拠点からの情報集約・指示</u></li> <li>▶ <u>管轄する小学校区防災拠点の管理・支援</u></li> <li>▶ <u>地区の情報収集・発信・災害班との連絡</u></li> <li>▶ <u>避難所開設・運営支援</u></li> <li>▶ <u>物資の供給等被災生活の支援</u></li> <li>▶ <u>地域への広報活動</u></li> </ul>
11	第2章 第3節 第1 情報収集・伝達	1 情報収集・伝達 (1) 市_____は、(略)。	1 情報収集・伝達 (1) 市( <u>危機管理室及び消防局</u> )は、(略)。
12	第2章 第3節 第8 広報活動	8 広報活動 市は、事故発生状況や地域への影響等について、防 災行政無線、広報車、CATV、FM 放送、市公式W e b サイト、ツイッター・フェイスブック_____ _____等による広報活動を行う。	8 広報活動 市は、事故発生状況や地域への影響等について、防 災行政無線、広報車、CATV、FM 放送、市公式W e b サイト、ツイッター・フェイスブック、 <u>LINE</u> 、 <u>メール情 報配信サービス</u> 等による広報活動を行う。
12	第2章 第3節 第10 増援	_____ _____ _____	<u>10 増援</u> <u>災害対応の状況により、各担当部署に必要な増援を 行う。</u>



ページ	修正箇所	現行	修正後
24	第3章 第3節 第3 (6) 広報活動	(6) 広報活動 市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等による広報活動を行う。 また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。	(6) 広報活動 市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。 また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。
30	第3章 第4節 第3 (5) 広報活動	(5) 広報活動 ア 市は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等による広報活動を行う。	(5) 広報活動 ア 市は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。
33	第3章 第5節 第3 (6) 広報活動	(6) 広報活動 災害応急対策実施の理解を求めため、市及び警察機関、成田空港事務所並びに当該航空運送事業者は、報道機関又は防災行政無線及び広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等により、地域住民や旅客等に対して、次のとおり広報活動を行う。(略)	(6) 広報活動 災害応急対策実施の理解を求めため、市及び警察機関、成田空港事務所並びに当該航空運送事業者は、報道機関又は防災行政無線及び広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等により、地域住民や旅客等に対して、次のとおり広報活動を行う。(略)

ページ	修正箇所	現行	修正後
36	第3章 第6節 第3 (5) 広報活動	<p>(5) 広報活動</p> <p>市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等による広報活動を行う。</p> <p>また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。</p>	<p>(5) 広報活動</p> <p>市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、<u>LINE</u>、<u>メール情報配信サービス</u>等による広報活動を行う。</p> <p>また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。</p>
39	第3章 第7節 第3 (5) 広報活動	<p>(5) 広報活動</p> <p>市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等による広報活動を行う。</p> <p>また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。</p>	<p>(5) 広報活動</p> <p>市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、<u>LINE</u>、<u>メール情報配信サービス</u>等による広報活動を行う。</p> <p>また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。</p>
44	第3章 第8節 第4 (5) 広報活動	<p>(5) 広報活動</p> <p>県及び市は、放射性物質事故が発生した場合、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等を通じて、迅速かつ的確に広報するものとする。</p>	<p>(5) 広報活動</p> <p>県及び市は、放射性物質事故が発生した場合、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、<u>LINE</u>、<u>メール情報配信サービス</u>等を通じて、迅速かつ的確に広報するものとする。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
47	第3章 第9節 第2 (6) 広報活動	(6) 広報活動 市は、不発弾等の処理状況や避難指示等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック_____等により、随時広報活動を行う。	(6) 広報活動 市は、不発弾等の処理状況や避難指示等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等により、随時広報活動を行う。
48	第3章 第10節	_____	第10節 大規模ライフライン事故災害対策計画
48	第3章 第10節 第1 基本方針	_____	<p><u>1 基本方針</u></p> <p>令和元年9月9日に千葉県に上陸した台風15号において、本市は、北東部を中心に約3,300軒の停電被害が発生した。県内では約64万軒もの停電被害が発生し、同月の27日に電柱等の倒壊した地域を除き概ねの復旧が終了したが、大規模停電として市民生活に影響をもたらした。</p> <p>また、平成24年5月に利根川水系の浄水場で高濃度のホルムアルデヒドが検出された事故に伴い、県内で約35万世帯が断水し、本市においても飲料水の確保等の対応に迫られた。</p> <p>過去の大規模停電及び水質事故等のライフライン事故災害を踏まえ、各種事故発生時の各事業者及び市の対策について定め被害の軽減を図ることを目的とする。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
48	第3章 第10節 第1 基本方針	<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) 対象事故</p> <p><u>大規模な停電、ガス供給停止、断減水等、市民の生命・生活に重大な影響を与える事故</u></p>
同上	同上	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) ライフライン事業者</p> <p>① 電気</p> <p><u>本市の電力を管轄する東京電力パワーグリッド株式会社の概要は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(京葉支社)</u></p> <p>・住所：<u>〒273-0011 船橋市湊町 2-2-16</u></p> <p>・サービス区域：<u>市川市（稲越町の一部を除く）、船橋市（高野台を除く）、浦安市、鎌ヶ谷市（一部を除く）、習志野市、八千代市、白井市（富士の一部）、</u></p> <p><u>(東葛支社)</u></p> <p>・住所：<u>〒277-8560 柏市新柏 1-13-2</u></p> <p>・サービス区域：<u>市川市（稲越町 185,215 番地,688 番地 3）、松戸市、船橋市（高野台）、鎌ヶ谷市の一部、柏市、流山市、野田市、我孫子市（一部を除く）、白井市（一部を除く）</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
48	第3章 第10節 第1 基本方針	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) <u>ライフライン事業者</u></p> <p>② <u>ガス</u></p> <p><u>本市のガス供給を管轄する京葉ガス株式会社の概要は次のとおりである。</u></p> <p>・<u>住所：〒272-8580 市川市市川南 2-8-8</u></p> <p>・<u>供給区域：市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域、および船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部区域</u></p>







ページ	修正箇所	現行	修正後
50	第3章 第10節 第2 (1) 情報収集体制の整備	_____	<u>(1) 情報収集体制の整備</u> 市は、ライフライン事業者と開庁時、夜間、災害時優先の連絡先の交換を行うものとする。
同上	同上	_____	表中の「市川市」の「開庁時」 <u>危機管理室（危機管理課・地域防災課）</u>
同上	同上	_____	表中の「市川市」の「夜間・休日」 <u>消防局指令課</u>
同上	同上	_____	表中の「市川市」の「災害時」 <u>危機管理課長・副参事・主幹</u> <u>地域防災課長・副参事・主幹</u>
同上	同上	_____	表中の「東京電力パワーグリッド千葉総支社・京葉支社」の「開庁時」 <u>千葉総支社</u> <u>業務統括グループ</u>
同上	同上	_____	表中の「東京電力パワーグリッド千葉総支社・京葉支社」の「夜間・休日」 <u>①当直（千葉総支社）</u> <u>②支社長代理（京葉支社）</u>
同上	同上	_____	表中の「東京電力パワーグリッド千葉総支社・京葉支社」の「災害時」 <u>災害対策組織による対応</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
50	第3章 第10節 第2 (1) 情報収集体制の整備	_____	表中の「京葉ガス」の「開庁時」 <u>保安指令室</u>
同上	同上	_____	表中の「京葉ガス」の「夜間・休日」 <u>保安指令室</u>
同上	同上	_____	表中の「京葉ガス」の「災害時」 <u>災害対策室</u>
同上	同上	_____	表中の「市川水道事務所」の「開庁時」 <u>同左</u>
同上	同上	_____	表中の「市川水道事務所」の「夜間・休日」 <u>技術次長</u>
同上	同上	_____	表中の「市川水道事務所」の「災害時」 <u>技術次長</u>
同上	同上	_____	表中の「市川水道事務所葛南支所」の「開庁時」 <u>同左</u>
同上	同上	_____	表中の「市川水道事務所葛南支所」の「夜間・休日」 <u>副支所長</u>
同上	同上	_____	表中の「市川水道事務所葛南支所」の「災害時」 <u>支所長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
50	第3章 第10節 第2 (2) 協定事業者との連携	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(2) 協定事業者との連携</u> 市は、ライフライン被害に備え、関連する事業者と協定を締結し、訓練等を通じて連携強化に努めるものとする。</p>
同上	第3章 第10節 第2 (3) ライフライン事業者の予防対策	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(3) ライフライン事業者の予防対策</u> <u>① 電気</u> 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布するものとする。 自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設並びに人工透析等の医療機器等を使用している市民等に、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請するものとする。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
50	第3章 第10節 第2 (3) ライフライン事業者の予 防対策	_____	<p>② ガス</p> <p><u>定期的に契約者宅を訪問し、ガス漏れ検査やガス機器の調査を行っているほか、ガスの正しい使用方法や、誤った使用方法に伴う危険性を記載したパンフレットなどを配布するものとする。</u></p> <p><u>また、ガスの安定供給と保安を担うため「防災供給センター（市川市）」を中心に供給区域内の市川市・船橋市・柏市に拠点を設置し、道路に埋設されたガス導管から各家庭のガス設備まで、ガス漏れ等への対応を目的として 24 時間、休日、夜間を問わず緊急出動体制を整備するものとする。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
5 1	第3章 第10節 第2 (3) ライフライン事業者の予 防対策	_____	<p>③ 水道</p> <p><u>平時から、災害発生後に県企業局が実施する応急対策の諸活動や住民が自ら行う、飲料水確保の方法等について、周知を図るとともに、事故等発生直後の無用な混乱を防止して、円滑な応急対策が実施できるよう広報を行うものとする。</u></p> <p><u>主な広報内容は、応急給水設備（浄・給水場）の開設場所や3日分程度の備蓄の勧めや正しい水の備蓄方法その他事故災害等発生後に必要な情報、注意事項等を「県水だより」等の県の広報誌、市町村や各防災機関の広報紙・パンフレット等により働きかけを行うものとする。</u></p> <p><u>また、県の提供するラジオ、テレビ番組やインターネットをはじめ、報道機関の防災特集などを企画し、視聴覚媒体を活用した広報を行うものとする。</u></p>
5 1	第3章 第10節 第3 (1) 情報収集・伝達体制	_____	<p><u>(1) 情報収集・伝達体制</u></p> <p>① <u>事故発生時の連絡</u></p> <p><u>ライフライン事業者は、何らかの要因により、停電、ガス漏れ、断減水等の事故が発生した場合、市、県、警察、消防局及び国の関係機関等に通報する。</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
51	第3章 第10節 第3 (1) 情報収集・伝達体制		<p><u>(1) 情報収集・伝達体制</u></p> <p><u>② 被害状況の収集</u></p> <p>市(消防局含む)は、市民やライフライン事業者、県、近隣自治体等からの通報や災害現場への職員の派遣、高所カメラの活用等により、ライフライン事故の発生状況、被害情報の収集を行う。</p>
同上	同上		<p><u>(1) 情報収集・伝達体制</u></p> <p><u>③ 対策の立案</u></p> <p>市は、県又は近隣自治体へ現況を伝達し、避難勧告、危険箇所への立ち入り禁止、避難所開設、支援物資の供給、病院・要配慮者関連施設の確認等を行い対策の立案を行う。</p>
同上	同上		<p><u>(1) 情報収集・伝達体制</u></p> <p><u>④ 迅速な情報提供(広報活動)</u></p> <p>市は、上記における処理状況や避難指示等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等により、迅速に市民情報提供を行う。</p>
同上	第3章 第10節 第3 (2) 国(自衛隊含む)への要請		<p><u>(2) 国(自衛隊含む)への要請</u></p> <p>市は、状況に応じて自衛隊給水車及び電源車、国土交通省関東地方整備局給水車及び照明車(電源供給・非常用電源)等の要請を行う。</p>



ページ	修正箇所	現行	修正後
5 1	第3章 第10節 第3 (3) 県(警察含む) への要請	_____	<u>(3) 県(警察含む) への要請</u> 市は、状況に応じて警察給水車及び非常用電源車、 その他特殊車両及び備蓄品の要請を行う。
5 2	同上		表を追加
5 2	第3章 第10節 第3 (4) ライフライン事業者の応急対策	_____	<u>(4) ライフライン事業者の応急対策</u> <u>① 電気</u> <u>ア 市・市民への情報発信</u> 広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS およびインターネット等を通じて行うほか、必要に応じ広報車等により直接当該地域へ周知を行う。 <u>イ 大規模ライフライン事故等が発生した場合</u> 事故発生時には、インターネット等による停電情報に加え、可能な限り復旧見通しを提供する。また、自宅で人工呼吸器等の医療機器を使用しており、バッテリー等の代替電源がない方に対しては、東京電力パワーグリッド株式会社が保有している小型発電機等を可能な限り貸し出す。 <u>ウ 応急対策、復旧対策の実施</u> 被害の発生原因を考慮した上、「防災業務計画」に基づき、迅速且つ適切に被害の復旧を行う。

ページ	修正箇所	現行	修正後
5 2	第3章 第10節 第3 (4) ライフライン事業者の応 急対策	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<p>② ガス</p> <p><u>ア 市・市民への情報発信</u>  <u>広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS およびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知を行う。</u></p> <p><u>イ 大規模ライフライン事故等が発生した場合</u>  <u>メーターガス栓の閉止、ガス導管の検査・修理、ガス機器・設備の確認、メーターガス栓の開放（供給再開）</u></p> <p><u>ウ 応急対策、復旧対策の実施</u>  <u>被害の発生原因を考慮した上、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に基づき、迅速且つ適切に被害の復旧を行う。</u></p>
5 3	同上	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<p>③ 水道</p> <p><u>ア 市・市民への情報発信</u>  <u>事故等の状況に応じ、適切な広報手段を選択する。</u></p> <p><u>a) ラジオ、テレビ、新聞等のマスコミへの情報提供</u>  <u>b) 当局広報車による広報</u>  <u>c) ホームページへの掲載</u>  <u>d) 市の防災行政無線等による広報</u>  <u>e) 各戸へのお知らせ文配布</u>  <u>f) その他</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
53	第3章 第10節 第3 (4) ライフライン事業者の応急対策	_____	<p>③ 水道</p> <p>イ 大規模ライフライン事故等が発生した場合 「給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項」に基づき、県内11市（千葉・市川・船橋・松戸・成田・習志野・市原・鎌ヶ谷・浦安・印西・白井）と千葉県企業局が役割を状況に応じて適切な方法で分担し行う。</p> <p>県地域防災計画に基づき、県企業局給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について県企業局が市と役割を分担し行う。</p> <p>a) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水</p> <p>b) 消火栓を活用した仮配管や仮設給水栓による応急給水</p> <p>c) 県企業局浄水場・給水場における近隣住民への応急給水</p>
53	同上	_____	<p>③ 水道</p> <p>ウ 応急対策、復旧対策の実施</p> <p>被害の発生原因を考慮した上、「企業局水道事業事故等対策基本計画」等に基づき、迅速且つ適切に被害の復旧を行う。</p>